

神奈川県キャラクターかなかなかぞくの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県キャラクターかなかなかぞく（以下「かなかなかぞく」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、かなかなかぞくとは、神奈川県（以下「県」という。）が著作権を有している別紙ガイドラインのデザイン及びこれを展開したものとする。

(利用の申請)

第3条 かなかなかぞくを利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

(1) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合。ただし、政策局知事室広報戦略担当課長への事前の連絡を要する。

(2) その他知事が認める場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、神奈川県県有財産規則第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」（規則第19号様式）に、かなかなかぞく利用計画等必要事項記入書（様式第1号）ほか次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) 利用状況がわかる完成見本等

(3) 登記事項証明書（法人のみ）

(4) 住民票（個人のみ）

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領（平成21年2月17日総務部長・県民部長通知）第2条に定める場合にあっては、当該要領に定めるところによるものとする。

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県の施策や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）を行うことができる。

2 前項の許諾を行う場合は、知事は利用方法等について、必要に応じ条件を付すことができる。

3 知事は、第1項の許諾を行った場合は、かなかなかぞく利用許諾通知書（様式第2号）を、許諾を行わない場合は、かなかなかぞく利用不許諾通知書（様式第3号）を

申請者に交付する。

- 4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長 2 年間とする。
- 5 申請者は、利用期間を更新する場合、利用期間満了日の 2 月前までにあらためて第 1 項の申請を行わなければならない。

(利用許諾の制限)

第 5 条 かなかなかぞくの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 8 号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) かなかなかぞくの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) かなかなかぞくのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) かなかなかぞくが著しく変形されている等、利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他知事が適当でないと判断した場合

(利用料)

第 6 条 かなかなかぞくの利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第 7 条 第 4 条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第 4 条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) かなかなかぞくを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「© 神奈川県 かなかなかぞく# _____ 」又は「©kanagawa pref. kanakanakazoku# _____ 」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(利用状況の調査)

第 8 条 知事は、利用者になかなかぞくの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の承継)

第 9 条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(許諾内容の変更等)

第 10 条 利用者が許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめなかなかぞく利用許諾内容変更申請書(様式第 4 号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の許諾を行う場合は、知事は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 知事は、第 2 項の許諾を行った場合は、なかなかぞく利用変更許諾通知書(様式第 5 号)を、許諾を行わない場合は、なかなかぞく利用変更不許諾通知書(様式第 6 号)を利用者に交付する。
- 5 第 7 条の規定は、本条による許諾にも準用する。

(許諾の取消し等)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 利用者が第 4 条及び第 10 条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他なかなかぞくの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、なかなかぞく利用許諾取消通知書(様式第 7 号)を利用者に交付する。
 - 3 利用者は、第 1 項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。
 - 4 知事は、第 1 項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の非独占性等)

第 12 条 この要綱による利用許諾は、利用者がなかなかぞくを自己の商標や意匠と

するなど、独占して利用する権利を付与し、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県が推奨を行うものではない。

（経費の負担）

第 13 条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

（損失補償等の責任）

第 14 条 県は、第 4 条及び第 10 条による利用許諾並びに第 11 条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、かなかなかぞくを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。

3 利用者は、かなかなかぞくの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 知事は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第 15 条 知事は、かなかなかぞくの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

（事務）

第 16 条 この要綱に関する事務は、政策局知事室が行う。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、かなかなかぞくの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。

【キャラクター・ロゴの基本デザイン】



【利用にあたっての留意事項】

- 利用許諾を行った場合には、キャラクター・ロゴのデータを提供するため、基本的には、そのまま利用すること。

なお、提供するキャラクター・ロゴのデータについては、別に定める。

- キャラクター・ロゴを利用する場合には許諾番号（「@神奈川県 かなかなかぞく#」又は「@kanagawa pref. kanakanakazoku#」）を表記し、できるだけデザインに近い場所に表示すること。

また、キャラクターの名前やかなかなかぞくサイトについて表記することで、県のPRに努めること。

著作権表示例



かなぼう

© 神奈川県 かなかなかぞく#

著作権表示例



りかちゃん

©kanagawa pref. kanakanakazoku#

かなかなかぞくサイトPR例



神奈川県オリジナルキャラクター「かなかなかぞく」が
神奈川県の情報をわかりやすく紹介しています！

かなかなかぞく

検索

キャラクターPR例

「未病を治すかながわ宣言」の
イメージキャラクター



ミヨーナ

ミヨーネ

- 不明な点がある場合は、政策局知事室へ問い合わせること。

様式第1号（第3条関係）

かなかなかぞく利用計画等必要事項記入書

利用区分	商品(食品以外)	商品(食品)	広告	その他
利用計画				
利用理由				
名称（商品名への「かなかなかぞく」の利用はできません）				
販売場所				
販売小売価格(税込)				
生産数				
利用期間（2年以内）	年 月 日から		年 月 日まで	
連絡先	担当者名：			
	電話番号：		FAX：	
	E-MAIL：			

添付書類

- (1) 会社概要等（個人の場合はプロフィール）
- (2) 利用する商品の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 住民票（個人のみ）
- (5) その他参考になるもの

かなかなかぞく利用許諾通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました「かなかなかぞく」の利用について、許諾します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

3 利用内容

4 利用上の遵守事項

- 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「@神奈川県 かなかなかぞく#
」又は「@kanagawa pref. kanakanakazoku#
」）を、その商品、包装、広告等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、神奈川県は一切の責任を負いません。
- 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県は一切の責任を負いません。
- 「かなかなかぞく」の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

様式第3号（第4条関係）

かなかなかぞく利用不許諾通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました「かなかなかぞく」の利用については、次の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

不許諾の理由

かなかなかぞく利用許諾内容変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)

印

年 月 日付け 第_____号で許諾を受けた「かなかなかぞく」の利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

1 利用期間

(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで

(変更後) 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

(変更前)

(変更後)

3 利用内容

(変更前)

(変更後)

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾通知書の写し
- (3) その他参考になるもの

かなかなかぞく利用変更許諾通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事

年 月 日付けで変更申請のありました「かなかなかぞく」の利用について、
変更を許諾します。

1 利用期間

（変更前） 年 月 日から 年 月 日まで

（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

4 利用上の遵守事項

- （1） 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「@神奈川県 かなかなかぞく#
」又は「@kanagawa pref. kakanakazoku#
」）を、その商品、包装、広
告等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- （2） 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- （3） 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものと
し、神奈川県は一切の責任を負いません。
- （4） 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとし
た関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。

- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (6) 許諾が取り消されたときは、許諾取消しの日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県は一切の責任を負いません。
- (7) 「かなかなかぞく」の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- (8) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

様式第6号(第10条関係)

かなかなかぞく利用変更不許諾通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

神奈川県知事

年 月 日付けで変更申請のありました「かなかなかぞく」の利用については、
次の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

不許諾の理由

様式第7号（第11条関係）

かなかなかぞく利用許諾取消通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事

年 月 日付け 第_____号で許諾した「かなかなかぞく」の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

- 1 取消年月日
年 月 日
- 2 取消しの理由